

愛媛大学教育学部同窓会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、愛媛大学教育学部同窓会と称する。

第2条 (所在地)

本会は、事務局を松山市文京町3番地愛媛大学教育学部事務課内に置く。

第3条 (支部)

本会は、愛媛県下各郡市及び必要と認めるところに支部を置く。

第2章 目的及び事業

第4条 (目的)

本会は、会員相互の親睦向上を図るとともに、母校を支援し、もって教育振興に寄与することを目的とする。

第5条 (事業)

本会は、目的達成のため次の事業を行う。

- 1 会員の親睦並びに教育振興に関する事業
- 2 会報発行に関する事業
- 3 母校の支援に関する事業
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第6条 (会員)

本会は、次の会員をもって組織する。

- 1 正会員 ・愛媛師範学校(男・女)卒業生
・愛媛青年師範学校卒業生
・愛媛大学教育学部卒業生
・愛媛大学大学院教育学研究科等修了生
- 2 客員 ・母校の現職員及び旧職員
- 3 準会員 ・愛媛大学教育学部在学学生
・本学部卒業生外の大学院教育学研究科 在学学生

第4章 役員

第7条 (役員)

本会に、次の役員を置く。

- 1 顧問 若干名 会長 1名 副会長 若干名
- 2 理事 若干名 常任理事 若干名
- 3 監事 2名
- 4 事務局長 1名
- 5 支部長 各支部 1名 副支部長 各支部 2名
- 6 支部幹事 会員在勤各学校 1名

第8条 (役員を選任)

- 1 顧問は、愛媛大学教育学部長及び同窓会長経験者を推す。
- 2 会長・副会長・監事は、総会において選任する。
- 3 理事・事務局長は会長が委嘱する。
- 4 支部長は、各支部において選任する。
- 5 支部幹事は、支部長が委嘱する。

第9条 (役員任期)

会長・副会長・理事の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。なお、任期途中で交代した場合は、前任者が残した任期とする。

第10条(役員の仕事)

- 1 顧問は本会の主要な事項について諮問に答える。
- 2 会長は、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- 4 常任理事は、常任理事会を組織し、本会の諸事業を企画立案し、理事会の議案に資する。
- 5 理事は、理事会を組織し、本会の主要事項について協議する。
- 6 監事は、本会の事業状況及び収支決算状況を監査する。
- 7 支部長は、各支部の会務を掌る。

第5章 会議

第11条(総会) 総会は年1回開催し、支部長会をもって総会に代えることができる。

- 1 事業報告・決算書
- 2 事業計画・予算書
- 3 役員選出
- 4 本会の目的達成に必要な事項

第12条(支部長会)

- 1 支部長会は、本会の目的達成に必要な事項について協議する。
- 2 支部長会は、会長が招集し、必要ときは臨時招集することができる。
- 3 支部長会の議長は、支部長の中から選出する。

第13条(理事会)

- 1 理事会は、年3回(5月・8月・1月)開催し、常任理事会より提出された議案について協議する。
- 2 理事会は、会長が招集する。必要あるときは、臨時招集することができる。
- 3 理事会の議長は、会長が務める。

第14条(常任理事会)

- 1 常任理事会は、年5回開催し、会則第5条に示された事業の企画立案をし、理事会の議案資料の作成にあたる。
- 2 常任理事会は、会長が招集する。必要あるときは、臨時招集することができる。
- 3 議案資料の作成は、事務局長がこれにあたる。
- 4 常任理事会の議長は、会長が務める。

第6章 会計

第15条 本会の経費は、会費及び寄付金等をもってこれにあてる。

第16条 本会の会費は、入学の際に納めるものとする。

第17条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 会則変更

第18条 本会の会則を変更するときは、総会の決議を経なければならない。

附則

本会の会則は、令和元年6月8日より実施する。

本会の運営上必要な内規は別に定める。